

中東知的財産ニュースレター Vol.47

サウジアラビア — 苗字が商標登録可能に

サウジアラビア知的財産総局 (SAIP) は 2020 年 8 月 30 日、商標の定義が拡張され、今後は苗字を商標として登録することが可能になると発表した。

このような定義の修正を受けて、今後 SAIP の審査官が苗字の登録を求める商標出願を審査する際には、以下のようないくつかの側面が評価されることになる。ただし、評価の対象となる事項は以下に限定されない。

- その苗字が、商標に関係する諸条件や形式的な登録要件を満たしているか否か。
- 商標が出願人の苗字であるか否か。
- その苗字が、10 年以上の期間にわたって商業的に使用されているか否か。
- その苗字が、宣伝に広く使用されることにより周知性を獲得しているか否か。
- その苗字が外国での商標登録によって保護されているか否か。保護されている場合、出願人は当該国の登録証のコピーを提出しなければならない。
- その苗字が商標の構成要素であって商標それ自体ではないと見なされるか否か。

SAIP によれば、部族や氏族の名称をサウジアラビアにおいて商標登録することは認められない。その点は指摘しておくべきであろう。逆に、通商や商取引の中で商標として十分に確立されている有名な苗字は、上記の審査要件の適用除外とされ、特段の審査を受けることなく商標として登録されることがある。

サウジアラビアにおける商標保護の枠組み：

分類： ニース分類第 10 版-1 区分出願。第 33 類、第 32 類のアルコール製品、第 29 類の豚肉、第 28 類のクリスマスツリー及び関連製品は登録不可。

審査： 方式審査、絶対的拒絶理由および相対的拒絶理由の審査がなされる。

異議申立： 公告日から 60 日以内。

保護期間： イスラム暦（ヒジュラ暦）で出願日から 10 年（太陽暦に換算するとおよそ 9 年 8 か月）。更新により延長される保護期間も同じく 10 年である。

使用：連続 5 年以上の期間にわたって商標が使用されていない場合、登録を取り消される恐れがある。

出願要件：認証済みの委任状（POA）と、（優先権を主張する場合には）優先権書類の認証済みコピーの提出を要する。POA と優先権書類のいずれについても、スキャンされたカラーコピーを出願時に提出しなければならない。原本は、出願日から 3 か月以内に提出すればよい。

サウジアラビア — 特許権取得を目的とした微生物寄託

サウジアラビアは 2020 年 6 月に「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」を批准した。同条約が発効すると、微生物の寄託を受け入れる国際寄託当局（IDA）は、サウジアラビアの国内特許法の寄託要件を満たすことになる。

今回の批准がもたらす重要な利益は、サウジアラビア知的財産総局（SAIP）が IDA を通じた効果的な微生物の寄託と公開を保証するに当たって、ブダペスト条約の統一的な基準を援用できることである。つまり、サウジアラビアは今後、国内法に基づく特許性の要件となる開示要件を満たすために、国内に独自の公認寄託施設を設ける必要はないということである。同条約の施行は、SAIP に特許出願を提出した出願人にとっても、寄託先となる当局として IDA を選択することができるというメリットがある。

サウジアラビアは、同じく 2020 年 6 月に「国際特許分類に関するストラスブール協定」を批准している。これら知的財産（特に特許）に関わる国際条約に加入することにより、サウジアラビアは、知財関連の法的枠組みと当局の実務を急速に近代化させていくことになる。これにより、同国の知的財産制度の現代性と堅牢性を保証するとともに、その制度が国内的、地域的、国際的に技術革新をサポートしていくことが保証される。

リビア — 商標公告を再開

北アフリカ諸国で発生した国情不安定と騒乱による長い休止期間を経て、リビア商標局（TMO）は官報上での商標公告を正式に再開した。再開された最初の官報が刊行されたのは 2020 年 9 月 23 日のことであった。

長らく待たれていた官報の第 1 号には、異議申立のために公告される 200 余りの商標が掲載されていた。掲載された商標が登録されると自らが損害を被ると考えた者は、公

告日（今回の場合は 2020 年 9 月 23 日）から 3 か月以内に、登録に対する異議申立書を TMO に提出することができる。異議申立手続の開始期限の延長を求める請求はレビューでは認められない。

中東北アフリカ — 特許期間の延長

特許期間の延長（PTE）は、一部の国においては補充的保護証明書（SPC）と呼ばれているが、特許権者が特許期間の延長を請求できる仕組みである。この慣行が適用されるほとんどの国において、PTE または SPC を利用するのは主に製薬会社やバイオテクノロジー企業であるケースが一般的だが、法規によっては他の業種の企業も特許期間延長による恩恵を享受することができる。

一般に、特許の保護期間は、当該特許について主張された最も早い優先日か、当該特許の国内出願日または国際出願（PCT 出願）日から起算して 20 年である。各国の法または規則によって、特許期間の起算日は異なっている。少数の例外はあるものの、予想される特許期間は通常 20 年である。

発明に対する権利に関してほとんどの国は先願主義を採用しているため、競争の激しい業界で活動している企業や個人は、商業的に有望な発明と見なしうる程度にアイデアが熟成された時点で、それどころかその少し前の時点で最初の特許出願を行うことで、最も早い出願日を確保する必要があると考えている。つまり、発明された製品や方法が十分に開発され、商業化の準備が整う前に、それもかなり前に、特許出願の手続や審査が進行し、特許の付与と発行に至ってしまう可能性があるのだ。発明を商業的に利用できるようになるまでに、出願日から 10–12 年の歳月が経過してしまうこともある。そうすると、特許権者が排他的権利を享受できる期間は実質的に 8 年程度ということになってしまう。

発明を市場に出すのが遅れるのは、必ずしも特許権者のせいとは限らない。規制当局の承認が遅れた結果ということもある。そのような場合に意図せざる遅滞に対処するため、多くの特許制度では、特許権者が特許期間の満了時に保護期間の延長を請求することを認めている。延長期間は、少なくとも規制当局によって生じた遅滞に相当する期間となる。

特許制度によっては、特許当局による審査手続全般の遅滞の結果として特許付与に遅滞が生じた場合にも、特許権者は同様の延長請求を行うことができる。この種の延長の場合、延長期間は出願日または審査開始日から起算され、やはり特許当局によって生じ

た遅滞に相当する期間が延長期間となる。ただし、一般論を言えば、特許期間の延長を認めている特許制度でも、「2年半を超えない期間」といった具合に延長期間に上限を設けていることが多い。

中東・北アフリカ地域（MENA 地域）の国々が採用している現行の制度に話を移そう。法の規定に従って特許権者が特許期間の延長を請求できる国は、バーレーン、ヨルダン、モロッコ、オマーンである。

バーレーンとオマーンの特許法の規定は、特許期間の延長請求について同じ要件を定めている。しかし、これらの規定に係る施行規則があまり明瞭でない。バーレーンが公布した規則には、特許権者が特許期間の延長を請求・獲得することを可能にするようなガイドラインや手続は規定されていない。

この2つの国の法律によれば、上述した2つの事態が発生した場合、特許権者は特許期間の延長を請求することができる。第1のシナリオでは、特許権者の管理能力を超えた事由によって生じた特許付与の不当な遅滞につき、特許権者は補償を求めることができる。特許付与までに要した期間が出願日から4年を超えているか、審査請求日から2年を超えており（いずれか後の方の日付を起算日とする）、かつ、その遅滞が出願人の管理能力を超えた理由によって生じたものである場合、その遅滞を補償するために当該特許の保護期間は延長される。バーレーンでは延長期間の上限が規定されていないが、オマーンでは、延長は通常の特許期間の満了日から5年を超えてはならないとされている。

さらに、バーレーンとオマーンの法規定の下では、製品の最初の商業利用に係る販売承認プロセスが特許権者の責に帰すべからざる措置のために遅滞した場合、特許期間の延長が行われることがある。これについても、バーレーンの法は何が遅滞と見なされるかを規定していないが、オマーンの法は、「販売承認申請の日から24か月を超える期間」という遅滞の定義を示している。

この2つの国に関して考慮すべき点は、特許期間の延長が請求できるのは国内特許についてのみだということである。湾岸協力会議（GCC）の広域特許制度を通じてバーレーンやオマーンにおける特許保護を獲得することができるが、いずれの国においても、GCCの広域特許について特許期間の延長を請求することはできないし、延長が適用されることもない。その結果、この地域で特許を出願する人の多くは、GCC経由ではなくPCT出願の国内移行を通じてGCC諸国における特許保護を獲得する道を選んでいる。個々の国の法および規則による恩恵を享受するためである。

モロッコにおいては、特許期間の延長に関して、特許付与までに要した期間が出願日から4年を超えている場合の規定、及び、医薬品に関する販売承認の遅延に関する規定がある。前者の期間延長は、出願日から4年を満了した日から特許登録までに要した日数となる。後者の延長期間は、販売承認の付与に関する所定期限が満了した日から販売承認交付の効力が発生した日までの日数とされている。ただし、この特許期間の延長は2年半を超えてはならないと法により規定されている。モロッコの法はさらに、特許権者は販売承認を受け取った日から3か月以内に特許期間の延長請求を提出しなければならないと規定している。バーレーンとオマーンの法律では、このような期限は定められていない。

ヨルダンの法は、販売承認に関する地域について独自の規定を設けている。特許期間の延長を求める請求の書面には、販売承認プロセスの結果として特許期間の不当な短縮があったことを示す証拠、基本的には、販売承認申請の提出日と販売承認の日付が示されていないなければならない。この請求は、世界のいずれかの国または出願人の本国において最初の販売承認が得られた日から6か月以内に提出することを要する。特許期間の延長は、本来の満了日から5年を超えることはできない。

上に挙げた国々の特許期間延長に関する規定には、延長を求めることのできる特許の種類には制限がないように思われる。特に、医薬品特許の場合、低分子薬剤、生物製剤、第二用途、製法その他の発明に関して特許期間の延長を請求することができる。特許期間の延長が請求され、認められた件数は比較的少なく、この地域においては十分に活用されていない可能性がある。その結果、特許期間延長の適用範囲や例外規定に対して異議を唱えるような訴訟はほとんど提起されていない。

MENA 地域においても、この記事で挙げた4つの国においても、外国人の特許出願件数は全体として着実に伸びており、特許出願人や特許権者が自らの戦略を展開するためには、利用可能な選択肢をより良く理解することが重要である。手当たり次第に広く出願を行うという戦略の追求は、予算がなければ不可能かもしれない。それならば、特定の市場における特許取得の得失を評価する必要がある。とりわけ、特定の国で特許を取得することで得られる付加的なメリットを評価することが必要となる。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 47

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2020年11月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。